平成２８年（フ）第２２２号
埼玉県熊谷市田島316番地３
債務者　小林　史美
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５０６号
千葉市花見川区長作町87番地19
債務者　埴田　洋樹
１　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５２８号
千葉県市川市鬼高２丁目８番12―502号（ふじハイツ）
債務者　山川　裕之
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５６号
千葉県習志野市藤崎５丁目１番11号　藤崎第１コーポ209号
債務者　阿部　英晴
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８０号
千葉市花見川区花見川１番５棟407号
債務者　渋谷　由香
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８２号
千葉市美浜区高洲３丁目７番１―704号
債務者　吉永　秀幸
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７００号
千葉県船橋市前原東４丁目３番８号
債務者　仲村　浩一
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３２号
千葉県船橋市馬込町804番地28　パールハイツ馬込沢103号
債務者　林　憲太郎
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５０号
千葉県船橋市南三咲３丁目２番10号　イトーピアⅡ―106号
債務者　鈴木　珠美
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６５号
川崎市中原区木月１丁目31番20号　大久保ビル　405
債務者　佐藤　英俊
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
川崎市幸区矢上３番３号　渋川ハイツ　１―Ａ
債務者　手塚　剛史
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
川崎市宮前区平１丁目７番29号　クレストＢ203
債務者　濱谷佐知子
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３４号
川崎市麻生区千代ケ丘７丁目19番地15　第２生活ホームいくおう
債務者　神藤　岳政
保佐人　淺原　友則
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３９号
川崎市宮前区有馬６丁目18番10号　和光ハイツ　201、前住所川崎市宮前区宮前平３丁目３番地12　ハイツ滝本　202
債務者　滝本　博之
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
川崎市中原区上小田中３丁目21番18―201号　志村ビル
債務者　飯島　幸子
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
川崎市幸区北加瀬１丁目８番５―401号　コーポラス志村、前住所川崎市幸区古市場1846番地　三喜ビル　303
債務者　清野　昌義
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６３号
川崎市宮前区神木本町１丁目16番４号　フローラ神木　105
債務者　五十嵐邦江
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係